

京都市社会福祉審議会

○社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法（以下「法」とします。）第7条第1項に基づき設置

※ 専門分科会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会は委員のみ）で組織し、部会は専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者で組織する（波線は法令により設置義務がある、又は法令等に基づき社会福祉審議会等に意見を聴くこととされている事項等を処理するため設置するもの）。

※ 審議案件により、必要な場合は、以下の専門分科会のほか、随時検討のための専門分科会、部会を設置する。

①民生委員審査専門分科会（法第11条第1項）

○民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため設置

②身体障害者福祉専門分科会（法第11条第1項）

○身体障害者の福祉に関する事項の調査審議するため設置
※ 障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に係る意見聴取を行う。

審査部会

○身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため設置

③児童福祉専門分科会（法第12条第1項）

○児童福祉に関する事項を調査審議するため設置

児童処遇部会

○児童の児童福祉施設等への入退所の措置の適否等を調査審議するため設置

里親部会

○里親の適否を調査審議するため設置

京都市子ども・子育て会議

関係条例の
改正後
移行予定

児童福祉に関する事項を
調査審議する分科会

④福祉施策のあり方検討専門分科会（法第11条第2項）

○福祉施策推進のための基本理念、共通する基本方針を調査審議するため設置

⑤地域福祉専門分科会（法第11条第2項）

○地域福祉の推進に関する事項を調査審議するほか、「京・地域福祉推進指針」の評価・点検を行うため設置

指針改定作業部会

○京・地域福祉推進指針改定の検討を行うため設置

専門分科会として
位置づけ

京都市地域福祉推進
委員会